

令和6年度 事業承継に係る企業等実態調査業務に係る  
公募型プロポーザル募集要項

令和6年6月

徳島商工会議所

徳島県事業承継・引継ぎ支援センター

## 1 目的

本要項は、徳島商工会議所、徳島県事業承継・引継ぎ支援センター（以下「支援センター」という。）において、徳島県内中小企業・個人事業者の事業承継に係る実態調査業務を実施するにあたり、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により当該業務の目的及び内容に最も適した受託業者を選定するために必要な事項を定める。

## 2 業務概要

### (1) 委託業務名

令和6年度 事業承継に係る企業等実態調査業務

### (2) 委託業務内容

詳細は別添の「令和6年度 事業承継に係る企業等実態調査業務 仕様書（様式2）」のとおり

### (3) 委託業務期間

契約締結の日から令和6年9月30日（月）まで

### (4) 見積限度額

3,960,000円（消費税及び地方消費税額を含む）

なお、上記金額は予算額の上限であって契約額ではないので留意すること

### (5) 委託者

徳島商工会議所

徳島県事業承継・引継ぎ支援センター

## 3 参加資格要件

本提案公募の参加に当たっては、次に掲げる要件を全て満たしていることを条件とする。

### (1) 提案事項を的確に遂行できる能力を有する者

### (2) 国又は自治体から、実態調査等の集計・分析及び調査結果報告書作成業務を受託した実績があること

### (3) 徳島県内に本店又は営業所等を置く法人または個人事業主であること

### (4) 法人及びその代表者が次の事項に該当しない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと

イ 徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱及び徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止又は指名回避の措置の対象となっている者

ウ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう、以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団及び構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制下にある団体

エ 会社更生法（昭和14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者

- オ 私的独占の禁止及び校正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者
- カ 法人税、法人事業税、法人県民税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納している者
- キ 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者
- ク 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体
  - a 成年被後見人又は被保佐人
  - b 破産者で復権を得ない者
  - c 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることが無くなった日から2年を経過しない者
- ケ 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当で無いと認められる者

#### 4 委託業者選定までのスケジュール

令和6年	6月	7日（金）	午後1時	公募開始、提案公募に関する質問受付開始
令和6年	6月	12日（水）	午後5時	提案公募に関する質問受付期限
令和6年	6月	17日（月）	午後5時	参加申込書等受付終了
令和6年	6月	24日（月）	午後5時	企画提案書等受付終了
令和6年	7月	中旬頃		選定委員会の開催（プレゼンテーション実施）
令和6年	7月	中旬頃		選定結果通知
令和6年	7月	下旬頃		契約締結・業務開始

#### 5 提出書類等

##### （1）提出書類

- ア 参加申込書（様式4） 1部
- イ 同種又は類似業務実績調書（様式5） 1部
- ウ 法人の場合は登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の原本、個人事業主の場合は開業届のコピー（ただし、当所会員事業者の場合は提出不要） 1部
- エ 企画提案書（任意様式） 6部  
仕様書を参照し、項目ごとに提案内容を具体的かつ分かりやすく記載すること
- オ 見積書（任意様式） 6部（正本1部、副本5部）  
詳細な積算内訳書を添付すること

##### （2）提出期限等

- 参加申込書等提出：提出書類（ア、イ、ウ）  
提出期限：令和6年6月17日（月）午後5時必着
- 企画提案書等提出：提出書類（エ、オ）

提出期限：令和6年6月24日（月）午後5時必着

※参加申込書等（提出書類：ア、イ、ウ）を提出期限までに提出できなかった場合、企画提案書等（提出書類：エ、オ）を提出することは原則、出来ません。

○提出先：〒770-8530 徳島県徳島市南末広町5番-8-8号 徳島経済産業会館1階  
徳島商工会議所 経営支援部 支援第2課 中川

○提出方法：持参又は郵送

持参する場合は、平日の午前10時～午後5時の間で提出すること

郵送の場合は、書留又は簡易書留により送付すること

### (3) その他

参加申込書提出後にプロポーザル参加を辞退する場合は、辞退届出書（様式6）を令和6年6月21日（金）午後5時までに提出すること。

## 6 応募に関する留意事項

(1) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

(2) 提出された企画提案書、その他書類は、返却しない。

(3) 無効となるプロポーザル

ア 企画提案書の提出方法・提出先・提出期限に適合しないもの。

イ 虚偽の内容が記載されているもの。

オ 会社更生法等の適用を申請する等、契約の履行が困難と認められるに至ったもの。

カ 選定において公平性を害する行為があったもの。

(4) 応募は1参加者につき1件とする。

(5) 提出された企画提案書の差し替え及び再提出は、原則認めない。

ただし、書類の不足及び不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加資料の提出を求める場合がある。

(6) 仕様書等は、企画提案以外の目的に使用することを禁じる。

(7) 企画提案に参加した企業名等は、公開する場合がある。また、提出書類の著作権は企画提案者に帰属するが、参加者の了承を得て、本書は企画書の一部又は全部を転載、公開することがある。

(8) 応募資格を満たさない者の提出した書類又は虚偽の記載のあった書類は無効とする。

## 7 提案公募に関する質問

(1) 質問受付期間

令和6年6月7日（金）午後1時から同年6月12日（水）午後5時まで

(2) 質問の提出方法

当該募集に係る質問は、質問書（様式3）により、電子メールで提出すること。

なお、送信後、電話にて着信の確認を行うこと。

送付先：徳島商工会議所 経営支援部 支援第2課 中川  
e-mail keieishien@tokushimacci.or.jp  
電話番号 088-653-3213

### (3) 質問内容

質問の内容は、公募要領や仕様書の記載内容及び各種様式の記載方法等に関するものに限ること。

### (4) 質問に対する回答

回答はその都度、質問者に対してメール、もしくは電話で行うものとし、質問内容及び回答内容は当所HPにて随時掲載するものとする。

なお、質問に対する回答への問い合わせ及び異議の申立ては一切受け付けないこととし、次に掲げる内容の質問に対して回答自体を行わないものとする。

- ア 質問者の明らかな誤読
- イ 質問者の個人的な意見
- ウ 質問者の提案しようとする内容についての是非を問うもの
- エ 質問者自らが判断又は調査すべきもの
- オ 本提案公募に関係のないもの
- カ 電話、口頭等による質問
- キ 受付期間外に提出されたもの
- ク 他の応募者からの企画提案書等の提出状況に関する質問

## 8 事業者の選定及び結果の通知

### (1) 選考の方法

提出された企画提案書をもとに、当該委託業務の選考委員会において、プレゼンテーションにより、最優秀提案者を選定する。選考においては、評価の採点において基準点を満たし、且つ上位の者を契約の相手方の候補者とする。なお、提案者が1者であった場合は、企画提案書の適否を評価することとし、必要に応じ提案者に説明を依頼する。

- ア プレゼンテーションに参加する提案者には、日程ほか別途通知する。
- イ プレゼンテーションを行う者は、1者あたり3名までとする。
- ウ プレゼンテーションに当たっては、補足資料を用いて行うことも可能であり、その場合は6部用意することとする。
- エ プレゼンテーションに遅刻した場合は、応募辞退とみなす。
- オ 提案者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできない。

### (2) 選定基準

選定委員会委員が「事業承継支援事業業務 委託提案選定基準規定」に基づき採点を行い、各委員の採点の合計点が最も高い者を最優秀提案者、次に高い者を次点者に選定する。得点が同点となった場合及び、「総得点」が最も高い事業者と過半数を超える委員が最も高く採

点した事業者が異なる場合は、選定委員の協議により決定する。また、得点が最も高い場合、又は提案者が1者であった場合においても、その得点の合計が全体の6割以上でない場合は、最優秀提案者として選定しない場合がある。なお、選定基準に関する質問は受け付けない。

### (3) 結果の通知

選定結果については、応募者全員に文書で通知するものとし、選定結果に関する問合せ、異議申し立ては一切受け付けないこととする。

なお、受託候補者として選定した者であっても、契約手続きが完了するまでは、本所との契約関係は生じない。

## 9 受託契約の締結

(1) 業務の実施にあたっては、受託候補者として選定した者（その者が契約締結時まで「3 参加資格要件」に定める要件に該当しなくなった場合、又は事故等の特別な理由により契約締結が不可能となった場合は、次点の者）と、予算の範囲内で委託契約を締結する。

(2) 仕様書の内容及び受託候補者が提出した企画提案書の提案内容については、受託候補者と本所との事前協議により変更することがあるので、見積書の見積金額が契約金額とならない場合がある。

## 10 決定の取消し

受託候補者と決定した事業者に次に掲げる事由が生じた場合は、提案公募の参加資格又は受託候補者の決定を取り消す。

(1) 提案書作成に係る不正行為が認められた場合

(2) 「3 参加資格要件」を満たさなくなった場合

(3) 定められた以外の手法により、選定委員会委員又は関係者に提案公募に対する援助を直接的、間接的に求めた場合

## 11 適正な労働条件の確保

業務の遂行に当たっては、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守し、適正な労働条件の確保に努めること。

## 12 お問い合わせ

〒770-8530 徳島県徳島市南末広町5番8-8号 徳島経済産業会館1階  
徳島商工会議所 経営支援部 支援第2課：中川  
TEL：088-653-3213 FAX：088-623-8504  
E-mail kieishien@tokushimacci.or.jp

徳島県事業承継・引継ぎ支援センター 担当：伊藤  
TEL：088-679-1400 FAX：088-679-1401